

人閣議 第一三号

起案

平成八年一月二日

裁可	上奏	決定
平成	平成	平成八年一月二日

施行	平成八年一月二日
平成	年月日

内閣總理大臣

季

内閣官房長官

冬



内閣参事官



久保 国務大臣	大原 国務大臣	中尾 国務大臣	梶山 国務大臣
長尾 国務大臣	塙原 国務大臣	倉田 国務大臣	鈴木 国務大臣
池田 国務大臣	亀井 国務大臣	岩垂 国務大臣	田中 国務大臣
奥田 国務大臣	日野 国務大臣	臼井 国務大臣	中川 国務大臣
菅 国務大臣	永井 国務大臣	岡部 国務大臣	中西 国務大臣

検事長 土肥孝治

検事総長に任命する

一級に叙する

法務事務次官 濱 邦 久

検事 中 鶴 肇

検事長に任命する

一級に叙する

検事総長 吉永祐介

願に依り本官を免ずる

法務省人任第22号

平成8年1月8日

内閣総理大臣 殿

法務大臣



下記のとおり人事異動を実施したい内議がありますので、閣議の上、
発令願います。

なお、本件は、検事総長吉永祐介の退官に伴い、その後任に東京高等
検察庁検事長土肥孝治を、その後任に法務事務次官濱邦久を、また、本
月5日付けで退官し欠員となっている札幌高等検察庁検事長に京都地方
検察庁検事正中靄聳をそれぞれ充てようとするものであります。

記

東京高等検察庁検事長 検事長 土肥 孝治

検事総長に任命する

一級に叙する

法務事務次官 濱 邦 久

検事長に任命する

一級に叙する

京都地方検察庁検事正 検事 中靄聳

検事長に任命する

一級に叙する

検事総長 吉永 祐介

願により本官を免ずる

(平成8年1月16日付け)

1 丁	法務省 本籍	出生地	年 月 日	事	項	序 名	氏 名	昭和八年七月一二日
							出生年月日	土肥 ひたか はる
三七	"	三〇	一〇	二一	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	司法試験第二次試験合格	司法試験第二次試験合格
三	一一	三一	三	京都大学法学部卒業	京都大学法学部卒業	京都大学法学部卒業	京都大学法学部卒業	京都大学法学部卒業
二四	一一〇	三一	四	一	司法修習生を命ずる	最高裁判所	司法修習生を命ずる	最高裁判所
		三三	四	三	司法修習生の修習終了	最高裁判所	司法修習生の修習終了	最高裁判所
		三五	一〇	五	検事二級（札幌地方検察庁検事）に採用する	法務省	検事二級（札幌地方検察庁検事）に採用する	法務省
		三六	六	二五	札幌地方検察庁室蘭支部勤務を命ずる	法務省	札幌地方検察庁室蘭支部勤務を命ずる	法務省
		三六	六	二三	神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる	法務省	神戸地方検察庁姫路支部勤務を命ずる	法務省
					松江地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	法務省	松江地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	法務省
					ただし期日は七月一五日、一日限りとする	法務省	ただし期日は七月一五日、一日限りとする	法務省
					岡山地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	法務省	岡山地方検察庁検察官事務取扱を命ずる	法務省
					ただし期日は一月二八日、一日限りとする	法務省	ただし期日は一月二八日、一日限りとする	法務省
					神戸地方検察庁姫路支部勤務を免ずる	法務省	神戸地方検察庁姫路支部勤務を免ずる	法務省

2丁	法務省										土肥孝治
	年	月	日	事項			法務省	最高検察厅	府	名	
"	昭和四〇	一二	二八	大阪地方検察庁検事に配置換する							
四四	一〇	二三		東京地方検察庁検察官事務取扱を命ずる							
"	一一	一一		東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる							
四九	八	八		アメリカ合衆国、連合王国、デンマーク、スウェーデン、オランダ、西ドイツ、オーストリア、スイス、イタリア及びフランスの各国へ出張を命ずる							
五〇	"	"		出張期間は昭和四九年九月一〇日から同年一〇月二一日までとする							
五一	二	一		東京地方検察庁検事に配置換する							
五二	三	二		法務省刑事局付に充てる							
五四	二二	一		法務省刑事局参事官に充てる							
五三	二一	一		大蔵事務官（国税庁調査検察部検察課）に併任する							
五六	二	一		かねて法務省人権擁護局付に充てる							
五七	一八	一八		かねて法務総合研究所教官に充てる							
五九	"	"		大蔵事務官（国税庁調査検察部検察課）の併任を解除する							
六〇	"	"		法務大臣官房参事官に充てる							
六一	六	一八		アメリカ合衆国へ出張を命ずる							
出張期間は昭和五二年七月一六日から同月二七日までとする											
"	法務省	国税庁	法務省	国税庁	法務省	国税庁	法務省	最高検察厅	府	名	

法務省												年	月	日	事項	内閣	土肥孝治
平成	四	五	二七	次長検事に任命する	一級に叙する	検察官特別考試審査会委員に併任する	副検事選考審査会委員に併任する	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	法務省	最高裁判所	法務省	内閣	土肥孝治			
5	丁	七	八	八	二三	二六	一〇	二二	二七	五	六	一〇	二六	二二	七	八	八
八	七	四	八	八	二三	二六	一〇	二二	二七	五	六	一〇	二六	二二	七	八	八
二五	三一	二八	一〇	一〇	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	法
法制審議会委員に併任する												東京高等検察庁検事長に補する					
中華人民共和国へ出張を命ずる												平成七年五月一七日から同月二三日までとする					
東京高等検察庁検事長に補する												最高裁判所					
法制審議会委員に併任する												法務省					

1 丁				法務省			
出生地	年	月	日	事		項	氏名
				出生年月日	昭和九年一二月二日		
三一	一〇	一三		司法試験第二次試験合格		司法試験管理委員会	はま 濱
三二	三			京都大学法学部卒業			くに 邦久
三四	四	一		司法修習生を命ずる		最高裁判所	
三五	六			司法修習生の修習終了			
三六	"			検事二級（京都地方検察庁検事）に採用する			
一〇	二八	八		和歌山地方検察庁検事に配置換する		法務省	
一一	二八	一		神戸地方検察庁検事に配置換する			
四〇	二五			東京地方検察庁検事に配置換する			
一二	"			東京地方検察庁八王子支部勤務を命ずる			
二四	"			アメリカ合衆国及びカナダの各国へ出張を命ずる			
出張期間は昭和四〇年二月二八日から同年六月三日までとする				"	"		
"	"	"	"	"	"		

法務省										年	月	日	事項	浜	府	名	
昭和四〇	昭和四一	昭和四二	昭和四三	昭和四五	昭和四六	昭和四七	昭和四八	昭和一〇	昭和五一								
										昭和四〇年二月二四日付けアメリカ合衆国及びカナダの各国への出張命令の出張期間を昭和四〇年七月二八日まで延長する							
										東京地方検察庁八王子支部勤務を免ずる							
										法務事務官（法務省刑事局付）に併任する							
										法務大臣秘書官事務取扱に併任する							
										法務大臣秘書官事務取扱の併任を解除する							
										沖繩へ出張を命ずる							
										出張期間は昭和四五年二月二日から同月一〇日までとする							
										法制審議会幹事に併任する							
										法務省刑事局付に充てる							
										法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する							
										法務省刑事局参事官に充てる							
										法制審議会幹事に併任する							
										カナダ及びアメリカ合衆国の各国へ出張を命ずる							
										出張期間は昭和四八年一月八日から同年二月七日までとする							
										法務省刑事局参事官に充てることを解く							
										法務省刑事局参事官に充てる							

法務省										年	月	日	事項	法務省	浜 邦 久
昭和五一	一一	二〇〇	法制審議会幹事に併任する												
	五二	一	一〇〇	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	併任の期間は昭和五二年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五二年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五二年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五二年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五二年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五二年一二月三一日までとする
	五三	一	一〇〇	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	併任の期間は昭和五三年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五三年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五三年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五三年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五三年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五三年一二月三一日までとする
	五四	一	一九	二七	二七	二七	二七	二七	二七	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）
	五四	一	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる	司法研修所教官に充てる
	五四	一	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	併任の期間は昭和五四年六月三〇日までとする	併任の期間は昭和五四年六月三〇日までとする	併任の期間は昭和五四年六月三〇日までとする	併任の期間は昭和五四年六月三〇日までとする	併任の期間は昭和五四年六月三〇日までとする
	五四	一	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）
	五四	一	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	東京高等検察庁検事に配置換する	併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五四年一二月三一日までとする
	五四	一	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）	司法試験（第二次試験）
	五四	一	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	併任の期間は昭和五五年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五五年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五五年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五五年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五五年一二月三一日までとする	併任の期間は昭和五五年一二月三一日までとする
	五四	一	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	併任の期間は昭和五五年六月三〇日までとする	併任の期間は昭和五五年六月三〇日までとする	併任の期間は昭和五五年六月三〇日までとする	併任の期間は昭和五五年六月三〇日までとする	併任の期間は昭和五五年六月三〇日までとする

法務省										年	月	日	事項	浜	
5	丁	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	事項	浜
"	"	六三	四	一	六三	四	一	六一	一	四	司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	法務省	浜		
一二	一〇	平成元	六	一五	平成元	六	一四	平成元	六	一四	併任の期間は昭和六一年一二月三一日までとする	法務省	浜		
一一	三〇	九	七	一〇	九	四	一〇	九	七	一〇	最高検察庁検事に配置換する	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	民事行政審議会委員の併任を解除する	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	法制審議会刑事法部会委員に併任する	法務省	浜		
一二	一〇	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	盛岡地方検察庁検事正に配置換する	法務省	浜		
一二	一〇	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	法制審議会刑事法部会委員の併任を解除する	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	最高検察庁検事に配置換する	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	法制審議会刑事法部会委員に併任する	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	東京高等検察庁次席検事を命ずる	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	東京高等検察庁次席検事を命ずる	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	かねて東京高等検察庁公判部長を命ずる	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	かねて東京高等検察庁公判部長を命ずる	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	東京高等検察庁公判部長を免ずる	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	法制審議会刑事法部会委員に併任する	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する	法務省	浜		
"	"	一二	二一	"	一二	二一	"	一二	二一	"	最高裁判所検事に配置換する	法務省	浜		

法務省												年	月	日	事項	法務省	浜	府	名	
平成	三	一二	二一	法務省刑事局長に充てる	副検事選考審査会委員に併任する	法制審議会少年法部会委員に併任する	法制審議会幹事に併任する	壳春対策審議会幹事に任命する	第一一二三回国会政府委員を命ずる	司法修習生考試委員会委員を委嘱する	動物保護審議会幹事に任命する	自然環境保全審議会幹事に任命する	第一一二五回国会政府委員を命ずる	青少年問題審議会幹事に任命する	第一一二六回国会政府委員を命ずる	法制審議会刑法部会委員に併任する	第一一二八回国会政府委員を命ずる	最高裁判所刑罰規則制定諮詢委員会委員を命ずる	法務事務次官に任命する	法制審議会委員に併任する
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
"	一	二	九	七	五	一	一	九	二	三	一	三〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
"	二	三	三〇	一七	一七	二二	二二	一〇	一〇	第一一二八回国会政府委員を命ずる	最高裁判所刑罰規則制定諮詢委員会委員を命ずる	法務事務次官に任命する	法制審議会委員に併任する	法務事務次官に任命する	法務事務次官に任命する	法務事務次官に任命する	法務事務次官に任命する	法務事務次官に任命する	法務事務次官に任命する	
"	法	務	省	最	高	裁	判	內	法	務	內	總	理	內	總	理	最高裁判所	法務省	浜	
				裁	判	所	所	閣			閣	府	閣		閣		府	浜	府	

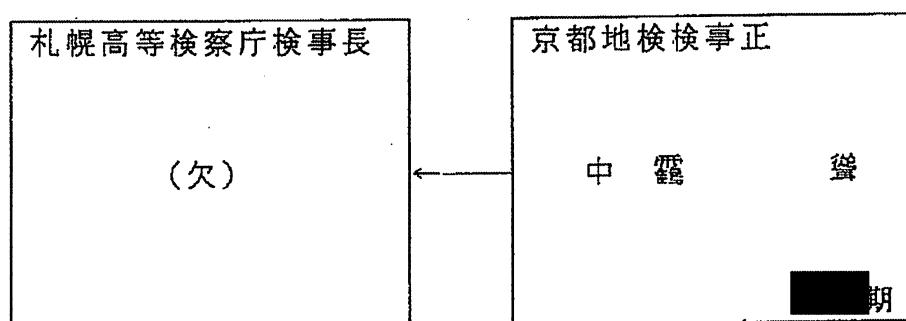
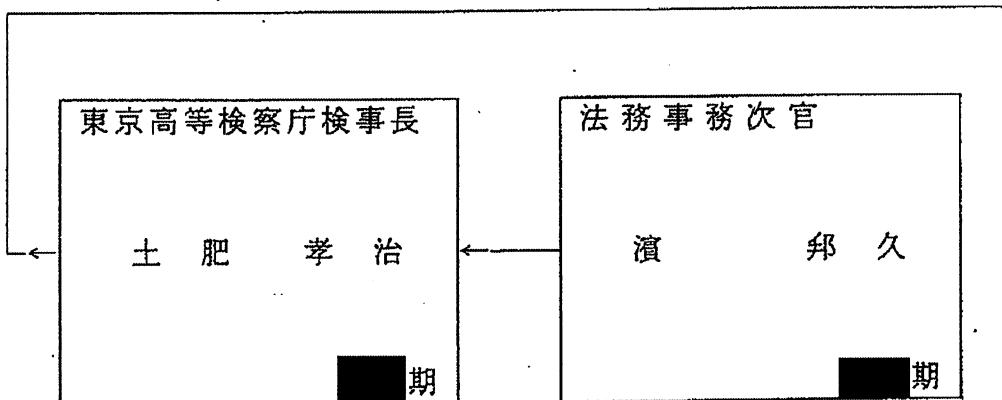
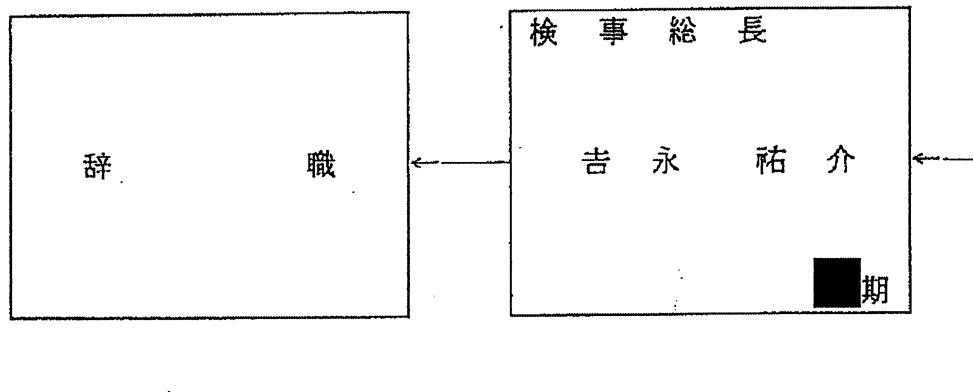
7 丁	法務省										事項	浜	法務省
	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年			
七	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	法制審議会幹事の併任を解除する		
三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	司法試験管理委員会委員長に併任する		
三一	二一	一〇	一五	一八	二四	二四	一〇	一五	一五	一八	司法修習生考試委員会委員の委嘱を解く		
											最高裁判所刑事規則制定諮問委員会委員を免ずる		
											中央交通安全対策會議幹事に任命する		
											地域改善対策協議会委員に任命する		
											公害対策會議幹事に任命する		
											国会等移転調査会幹事に任命する		
											国有財産中央審議会委員に併任する		
											海外移住審議会幹事に任命する		
											連合王国、ドイツ、イタリア、フランスの各国へ出張を命ずる		
											出張期間は平成六年一一月一四日から同月二八日までとする		
											消費者保護會議幹事に任命する		
											外務事務官(総合外交政策局)に併任する		
											併任の期間は平成六年一一月二二三日までとする		
											平成八年三月三一日まで勤務延長する		
	法務省	外務省	総理府	法務省	浜	法務省	浜						

1 丁								法 務 省			
								出生地		本 籍	
								年	月	日	氏 名
								出生年月日	昭和 一一年 一月二五日		な か つ る す す む
								旧 氏 名	中 霽		な か つ る す す む
								項	庁		名
"	四三	四二	"	四一	"	三九	"	一〇	司 法 試 験 第 二 次 試 験 合 格	司 法 試 験 管 理 委 員 会	
一一	一〇	三	一〇	二	"	八	"	一〇	中 央 大 学 法 学 部 卒 業	最 高 裁 判 所	
一二	一二三	二五	一	一九	"	一五	"	一〇	司 法 修 習 生 を 命 ず る	最 高 裁 判 所	
								二〇	司 法 修 習 生 の 修 習 終 了	最 高 裁 判 所	
									檢 事 二 級 (名 古 屋 地 方 檢 察 庁 檢 事) に 採 用 す る	最 高 裁 判 所	
									福 井 地 方 檢 察 庁 檢 事 に 配 置 換 す る	最 高 裁 判 所	
									神 戸 地 方 檢 察 庁 檢 事 に 配 置 換 す る	最 高 裁 判 所	
									神 戸 地 方 檢 察 庁 姫 路 支 部 勤 務 を 命 ず る	最 高 裁 判 所	
									法 務 事 務 官 (大 阪 法 務 局 訟 務 部 付) に 併 任 す る	最 高 裁 判 所	
									法 務 事 務 官 (大 阪 法 務 局 訟 務 部 付) の 併 任 を 解 除 す る	最 高 裁 判 所	
									大 阪 地 方 檢 察 庁 檢 事 に 配 置 換 す る	最 高 裁 判 所	
									東 京 地 方 檢 察 庁 檢 事 官 事 務 取 扱 を 免 ず る	最 高 裁 判 所	
									東 京 地 方 檢 察 庁 檢 事 官 事 務 取 扱 を 免 ず る	最 高 裁 判 所	
"	最 高 檢 察 庁		"	"	"	"	"	"			

4 丁		法務省		年	月	日	事	項	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	昭和六〇年度司法試験（第二次試験）考查委員の併任を解除する	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	大阪地方検察庁特別捜査部長を命ずる	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	大阪地方検察庁交通部長を免ずる	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	大阪高等検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	大阪高等検察庁公安部長を命ずる	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	大阪地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	京都地方検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	京都地方検察庁次席検事を命ずる	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	京都区検察庁検事に併任する	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	京都区検察庁上席検察官を命ずる	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	松山地方検察庁検事正に配置換する	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	京都区検察庁検事の併任を解除する	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	最高検察庁検事に配置換する	法務省	法務省	中 露	聴
五	四	六一	六三	六一	一	一五	京都地方検察庁検事正に配置換する	法務省	法務省	中 露	聴

異 動 図

○ 平成 8 年 1 月 16 日 付け



内閣總理大臣

殿

檢事總長

退官願